県立博物館の現状と公文書館について

1 県立博物館の現状と課題

(1)概要

県立博物館は、昭和 28 年 (1953) 6 月、東海地方で初めての総合博物館として開館し、三重の自然と歴史・文化をテーマに、資料の収集・保存・調査・展示・教育普及の活動に取り組んできました。平成 18 年度からは、新たに、収蔵資料を県内各地で紹介する移動展示や、みんなの博物館サポートスタッフ事業を展開し、博物館機能の強化に努めています。

しかし、施設の老朽化により、平成 19 年 10 月 10 日からは、来館者の安全を確保するため、展示室が閉鎖となり、館内での活動に大きな支障を生じています。

(2)基本情報(平成19年3月31日現在)

開館年月日		昭和 28 年(1953)6 月 26 日	
規模	延床面積	3,176 m ²	
	展示面積	333 m²	
	収蔵面積	1,718 m² (+ 外部収蔵施設 546 m²)	
職員	常勤職員	9 人(事務系 1 人・学芸系 8 人 館長含めて)	
		学芸系のうち 自然系 4 人・人文系 4 人	
		(平成 19 年 7 月から、うち 1 名が生活部との併任)	
	非常勤職員	5 人(事務系 3 人・学芸系 2 人)	
所蔵資料点数		約 28 万点	
		(自然関係 約260,539点、人文関係 約19,011点)	
		(内訳)恐竜化石・鉱物標本等 約 2,901 点、はく製・昆虫	
		標本等 約 218,241 点、シダ植物標本等 約	
		39,372 点、考古資料 約 513 点、美術工芸 約	
		2,687 点、古文書・絵図等 約 11,863 点、民俗資	
		料 約 3,948 点、図書関係 約 47,000 点	
入館者数		16,977 人(平成 18 年度)	
平成 19年度の 主な事業		移動展示事業 県内5カ所(総来場者数 10,529人)	
		サポートスタッフ事業(登録者数 115 名)	

(3)課題

- ・ 施設の老朽化による、安全かつ効率的な収蔵・展示環境の不備やバリアフリー 機能の不備。
- ・ 収蔵スペースの不足および展示室の閉鎖による展示スペースの不備。
- ・ サポートスタッフ活動をはじめ、県民参加・交流型の取組に必要なスペースの 不足。
- ・ 耐震性能の不備、外壁タイル落下などの危険性。
- ・ 駐車場の不足。
- ・ 人員の不足により館外での活動に制約がある。

2 公文書館構想の現状と課題

(1)概要

現在、三重県公文書管理規定に基づき、文化振興室で、歴史的・文化的価値のある県の公文書の選別・保管業務を行っている。また、同室県史編さんグループの編さん業務に伴って収集した県史関係史料のほか、明治期の県庁文書、地図・絵図、戦前・戦後の公文書、県公報、法令関係綴、写真・映像フィルム、購入・寄贈の古文書などの資料も保管されている。

(2)保管の状況

- ・ 保管場所 鳥居会館・栄町庁舎内(県史編さん室内書架等) 合計 405 m²
- · 保管資料数 140,024 点

「保存公文書(選別文書) 4,048 点(保管場所:鳥居会館) 【県史編さん収集資料 135,976 点(保管場所 : 栄町庁舎内・一部鳥居会館)

(3)課題

- ・ 保管スペースの不足。
- ・ 保管環境の不備(鳥居会館での保管は段ボール箱積みであり、閲覧公開への対応が困難)
- ・ 県内の公文書の保護と保存の促進などに対して指導的な役割を果たし、閲覧公開や各種の問い合わせなどに機能的に対応するためには、施設・組織的な整備が必要。

3 博物館と公文書館の対比

項目	博物館	公文書館
根拠法	博物館法(昭和26年制定)	公文書館法(昭和62年制定)
国の所管	文部科学省	総務省
法にみる 定義 (部分抜粋)	歴史、芸術、民俗、産業、自然 科学等に関する資料を収集し、 保管し、展示して教育的配慮の 下に一般公衆の利用に供し、そ の教養、調査研究、レクリエー ション等に資するために必要な 事業を行い、あわせてこれらの 資料に関する調査研究をするこ とを目的とする機関。(博物館法 第2条より)	歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するととともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。(公文書館法 第4条より)国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する(公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。
基本的な 収蔵資料	王 ノ資料 公文書館で扱われる古文書・ 絵図等も資料として扱われて いる。	文 献資料 歴史資料として重要な公文書 として、近世・近現代の古文 書・絵図等も扱われている。
機能	資料の収集収蔵・調査研究・展示公開・教育普及公文書館に比べると、 <u>教育的な観点と展示に重点がある。</u>	資料の保存・閲覧・調査研究 博物館に比べると、 閲覧 に重 点がある(ただし、公文書館 でも、博物館のように展示や 講演・講座等の事業を行う館 が多い)
専門職員	学芸員 資格が法制化されている。 博物館法により、登録博物館 には学芸員を配置することが 定められている。	アーキビスト 資格が法制化されていない。 当分の間、地方公共団体が設 置する公文書館には、専門職員 を置かないことができる(公文 書館法 附則) (アーキビスト:公文書館で歴史資料の収 集・保存、調査研究、閲覧に供する業務に あたる専門職員)